

第1章 計画の概要

- 1 第2次松戸市地域福祉計画策定の背景
- 2 本市がおかれている社会的状況
- 3 松戸市地域福祉計画の位置づけ
- 4 第2次松戸市地域福祉計画の期間
- 5 第2次松戸市地域福祉計画策定にあたっての
取り組み
- 6 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕
- 7 施策の体系
- 8 第2次松戸市地域福祉計画の重点項目

1 第2次松戸市地域福祉計画策定の背景

平成18年3月に策定した「松戸市地域福祉計画」は、同18年度から同22年度の5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととしています。そのため、これまでの取り組みの状況及び、見直しの必要性を検討した結果、少子化や超高齢化の進展などの大きな課題とそれに対する今後の方向性についての変更はないものの、国から出された平成22年8月13日付けの「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」、また平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」、さらには、平成23年4月「松戸市総合計画 後期基本計画」の策定によって、取り組みの重要性がより急務になってきているため、第2次松戸市地域福祉計画を策定することになりました。

社会的背景

近年、人口減少と急速に進展する少子高齢化、核家族化やひとり暮らし世帯の増加による家族力の低下や自分の死に対する意識の低下、景気低迷による雇用喪失など社会を取り巻く環境は大きく変化を続けています。

また、自殺やホームレス、児童をはじめとする虐待の問題や社会からの孤立やひきこもり、所在不明高齢者などの新たな社会問題が発生しています。こうした社会状況の背景に加え、生活習慣や価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどにより、かつてのような家族や近隣をはじめとする住民相互のつながりがより希薄になっています。

公的な福祉サービスは、その時々ニーズに応じ、分野ごとに整備されています。介護保険法に基づく介護サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの分野では、質・量ともに飛躍的に充実しました。しかしながら、制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズに対し、「福祉は行政だけがおこなうもの」という考え方では対応が難しくなっています。

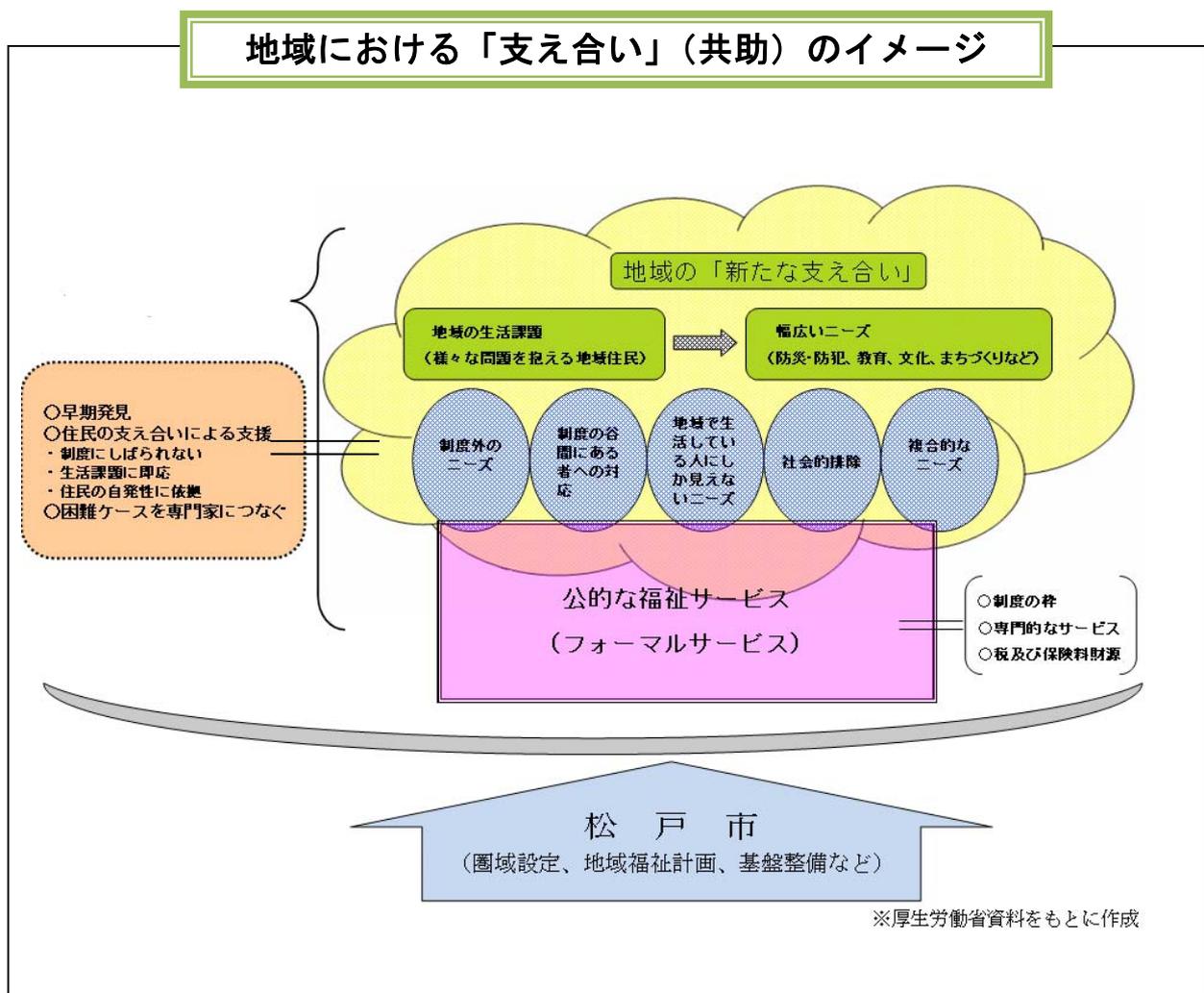
その一方で、従来からの地縁、血縁という人間関係に加え、地域の課題に自発的に取り組むボランティア*・NPO*など、価値観を共有する「知縁」、「志縁」といった関係も形成され、その活動も年々広がりを見せ、新たな人のつながりが生まれていることも見逃せません。

こうした背景の下、国では、平成20年3月に報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて―住民と行政の協働による新しい福祉―」が取りまとめられました。その報告書において、基本的なニーズは公的な福祉サービ

スで対応するという原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化し、地域の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉を進める必要があるとされています。

さらに、東日本大震災を契機に、家族との絆、近隣や地域社会とのつながりの大切さが改めて見つめ直されるとともに、市民一人ひとりが自分の死を意識し、どのような最期を迎えるかについて考えるきっかけとなりました。地域社会を構成する市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに求められる役割に基づき、これからの地域社会づくりを進めていく、「新たな支え合い」（共助）の拡大・強化が求められています。

地域における「支え合い」（共助）のイメージ



2 本市がおかれている社会的状況

松戸市は、市政を施行した昭和18年の人口が約4万人であり、昭和30年代半ばまでは農業主体のまちとしてゆるやかな人口の増加傾向をたどってきましたが、その後、東京の都心から20km圏に位置していたため、東京のベッドタウンとして、昭和30年代からの団地整備とそれに伴う人口増加を背景に大きく成長し、現在では48万人を擁する生活都市となりました。

平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来推計人口によると、人口推計の出発点である平成22年の日本の総人口は1億2,806万人（同年国勢調査）であり、出生中位推計の結果に基づけば、以降長期の人口減少過程に入るとされている状況の中、松戸市総合計画後期基本計画では、松戸市の平成32年の人口を50万人と設定する一方、将来の人口推計では、松戸市の人口はゆるやかに減少していくものと推計しています。（図表1-1）

図表1-1
松戸市の将来人口推計

（単位：人、各年10月1日）

	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	平成32年
設定人口	478,000	480,000	490,000	495,000	500,000
（14歳以下比）			12.0%	11.0%	9.8%
（15-64歳比）			65.8%	64.6%	64.6%
（65歳以上比）			22.2%	24.4%	25.6%
上段：実績	476,792	(485,545)			
下段：推計		477,830	477,421	476,182	473,615

出典 松戸市総合計画 後期基本計画

- ・設定人口の年齢3区分による構成比は参考です。
- ・H22の（ ）内の実績は、H22.9.1現在の常住人口です。
- ・推計人口については、平成21年1月実績の人口推計のうち、現実型の推計値（住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計）をH19の乖離をもとに常住人口に換算しています。
- ・推計と設定人口との差は、子育て世代の定住促進などによる人口増を見込んでいます。

（1）高齢化率と高齢者世帯の推移

全国的な高齢化の波は、松戸市にとっても例外ではありません。急激な都市化により短期間に人口が増えた松戸市では、急激に高齢化が進むと予測されます。

人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）が14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれますが、松戸市では平成15年に高齢化率が14%を超えています。平成30年には、25%を超えると予測されていて、市民の4人に1人が65歳以上になります。

また、本市の単身高齢者世帯数は、平成22年に17,470世帯となっ

ています。高齢者夫婦世帯も増加しており、高齢者夫婦世帯と単身高齢者世帯を合わせた高齢者のみの世帯数が、平成22年に、はじめて高齢者のいる世帯の半分以上を超えました。(図表1-2)

図表1-2
総世帯数・高齢者世帯の推移 (各年10月1日)

年	総世帯数	高齢者のいる世帯					
		世帯数	割合 (%)	高齢者夫婦世帯		単身高齢者世帯	
				世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
平成12年	182,703	40,817	22.3	8,149	4.5	8,609	4.7
平成17年	192,962	53,491	27.7	12,066	6.3	12,603	6.5
平成22年	209,570	67,615	32.3	17,234	8.2	17,470	8.3

出典 第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画

- ・総世帯数：施設世帯等を含む
- ・高齢者夫婦世帯：夫婦とも65歳以上の世帯

☞ 地区社会福祉協議会別世帯数については資料編153ページに掲載しています。

(2) 介護認定を受けている方の状況

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の人数も増えています。平成22年の実績値では、13,946人が要支援・要介護認定を受けていて、この人数は平成26年には、17,174人になると推計されています。(図1-3)

図表1-3
要介護認定者 (単位：人、各年10月1日)

介護度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	1,387	1,707	1,548	1,720	1,716	1,722
要支援2	2,112	2,079	2,050	2,300	2,304	2,349
要介護1	1,644	1,867	2,182	2,314	2,431	2,555
要介護2	2,615	2,962	3,342	3,317	3,497	3,666
要介護3	2,216	2,170	2,186	2,598	2,741	2,880
要介護4	1,629	1,699	1,822	2,008	2,121	2,231
要介護5	1,283	1,462	1,577	1,596	1,685	1,771
認定者総数	12,886	13,946	14,707	15,853	16,495	17,174
第1号被保険者数	93,843	96,861	99,536	104,845	109,820	114,561

出典 第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画

- ・平成21～23年については実績値、平成24年以降は推計値

(3) 孤独死*の現状

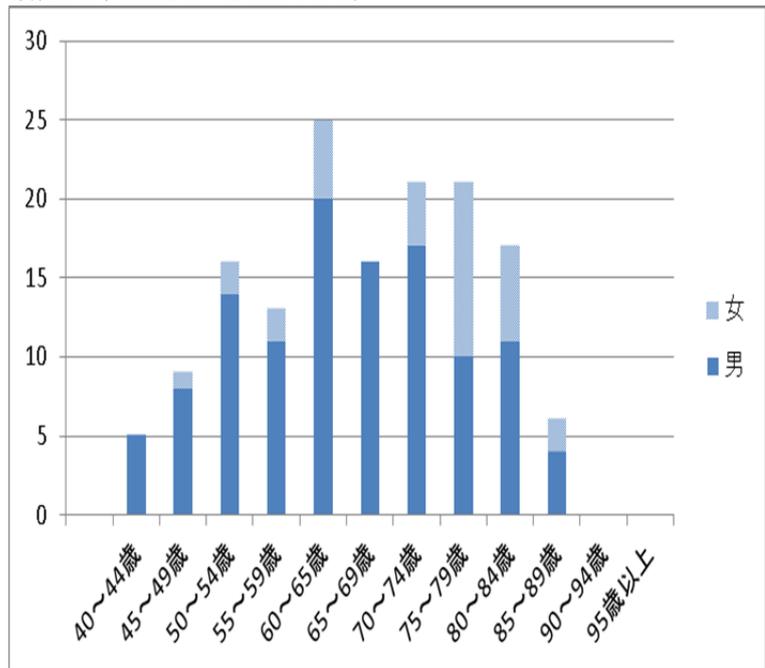
孤独死が全国的に問題となっています。松戸・松戸東警察署の検視による調査のデータによると、本市でも毎年孤独死が、100件以上ある状況です。

孤独死は単身世帯や高齢者に限りませんが、単身高齢者世帯の増加に伴い、孤独死の増加が懸念されます。(図表1-4、1-5)

図表1-4

松戸市内年齢階層別孤独死人数(単位:人、平成24年1月1日~12月31日)

年齢階層	男	女	計
40~44歳	5	0	5
45~49歳	8	1	9
50~54歳	14	2	16
55~59歳	11	2	13
60~64歳	20	5	25
65~69歳	16	0	16
70~74歳	17	4	21
75~79歳	10	11	21
80~84歳	11	6	17
85~89歳	4	2	6
90~94歳	0	0	0
95歳以上	0	0	0
合計	116	33	149

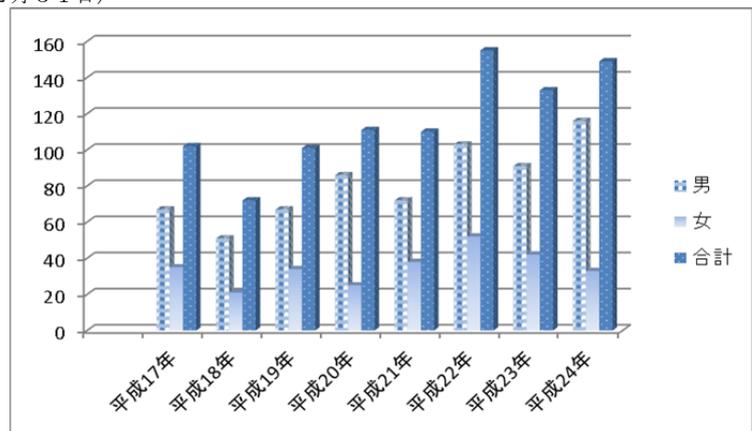


資料 地域福祉課(データ提供:松戸警察署、松戸東警察署)

図表1-5

松戸市内年別孤独死人数(単位:人、各年12月31日)

年	男	女	計
平成17年	67	35	102
平成18年	51	21	72
平成19年	67	34	101
平成20年	86	25	111
平成21年	72	38	110
平成22年	103	52	155
平成23年	91	42	133
平成24年	116	33	149



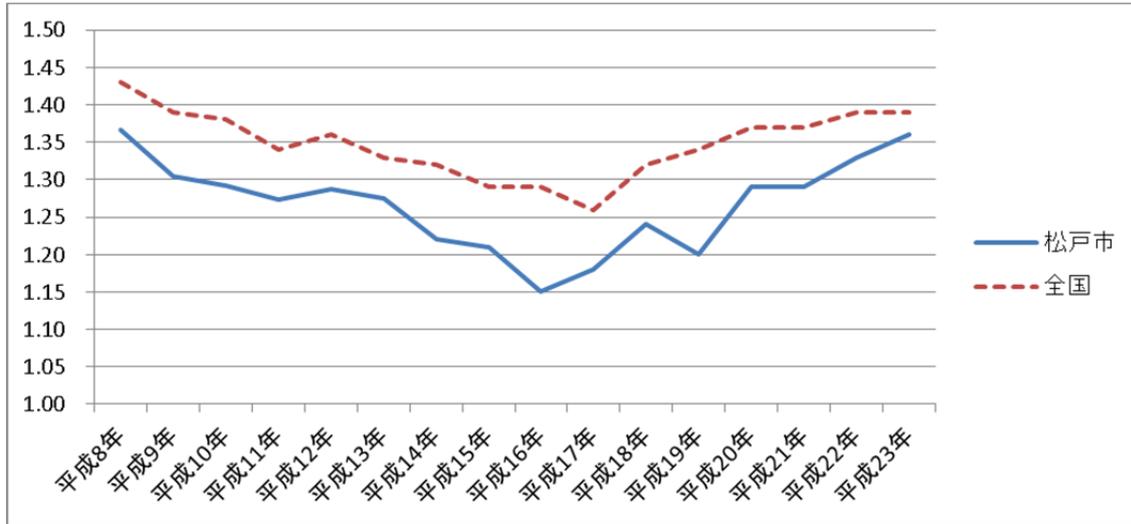
資料 地域福祉課(データ提供:松戸警察署、松戸東警察署)

・平成17~22年については50歳以上、平成23年~は40歳以上で集計

(4) 合計特殊出生率*

全国的に少子高齢化が問題となる中で、本市でも、合計特殊出生率は平成8年から減少傾向にありましたが、平成23年には1.36に回復しています。
(図表1-6)

図表1-6
合計特殊出生率(%)



資料 千葉県ホームページ 人口動態総覧

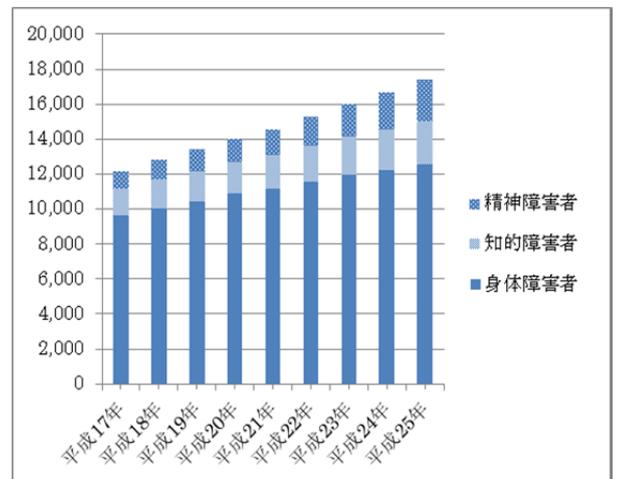
(5) 障害のある人の状況

本市の身体障害者手帳*所持者は平成25年3月31日現在で12,566人、療育手帳*所持者2,458人、精神障害者保健福祉手帳*所持者2,388人となっていて、3障害とも増加傾向にあります。合計では17,412人と松戸市民の約30人に1人が何らかの障害を有していることとなります。
(図表1-7)

図表1-7
障害者手帳所持者数 (単位:人、各年3月31日)

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
平成17年	9,636	1,554	977	12,167
平成18年	10,071	1,645	1,135	12,851
平成19年	10,464	1,723	1,219	13,406
平成20年	10,878	1,842	1,287	14,007
平成21年	11,155	1,954	1,478	14,587
平成22年	11,553	2,098	1,613	15,264
平成23年	11,954	2,176	1,867	15,997
平成24年	12,214	2,333	2,122	16,669
平成25年	12,566	2,458	2,388	17,412

資料 障害福祉課



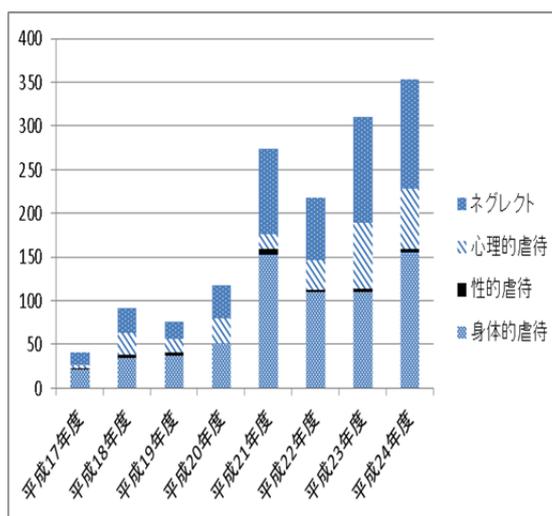
(6) 虐待相談件数

【児童虐待】

本市に寄せられる児童虐待の相談件数は、計画策定当時と比べ、大幅に増加しています。平成24年度には353件の相談が寄せられました。その内訳としては、身体的虐待155件、性的虐待4件、心理的虐待69件、ネグレクト125件となっています。(図表1-8)

図表1-8
家庭児童相談室における児童虐待相談受付件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成17年度	21	1	4	15	41
平成18年度	34	4	25	28	91
平成19年度	36	5	15	20	76
平成20年度	51	0	28	38	117
平成21年度	152	7	17	98	274
平成22年度	110	2	34	71	217
平成23年度	109	5	75	121	310
平成24年度	155	4	69	125	353



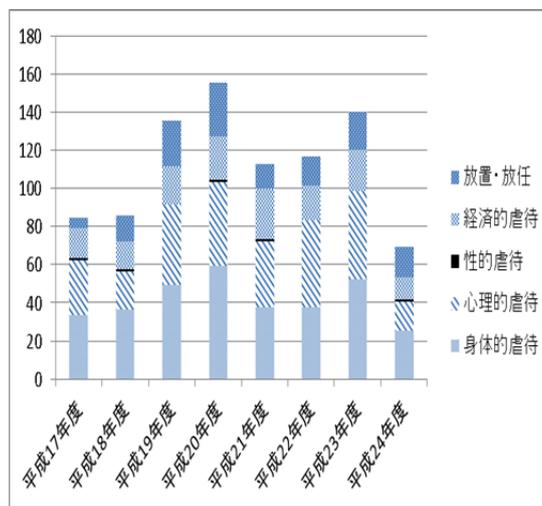
資料 子ども家庭相談課

【高齢者虐待】

平成24年度の相談人数は70人(実人数)で、相談件数は、身体的虐待が26件、性的虐待1件、心理的虐待15件、経済的虐待12件、放置・放任16件(重複あり)となっています。(図表1-9)

図1-9
高齢者虐待相談件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放置・放任
平成17年度	34	1	29	16	5
平成18年度	37	1	20	15	13
平成19年度	50	0	42	20	24
平成20年度	60	1	44	23	28
平成21年度	38	1	35	26	13
平成22年度	38	0	46	18	15
平成23年度	53	0	46	22	20
平成24年度	26	1	15	12	16



資料 高齢者支援課

【障害者虐待】

本市では、障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年度10月1日から「松戸市障害者虐待防止センター」を設置いたしました。同センターにおいては、平成24年10月1日から平成25年3月31日までに24件の通報・届出があり、そのうち18件を同センターが対応しています。相談内容の種類の内訳としては、身体的虐待7件、性的虐待0件、心理的虐待10件、経済的虐待5件、ネグレクト3件（重複含む）となっています。

（図表1-10）

図表1-10
障害者虐待相談受付件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	ネグレクト
平成24年度	7	0	10	5	3

資料 障害福祉課

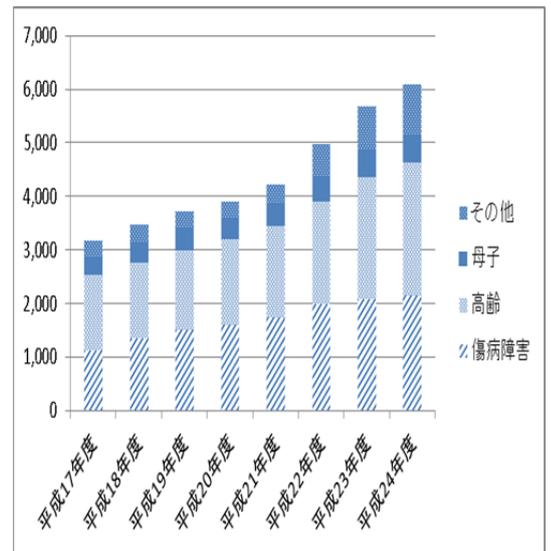
（7）生活保護の受給状況

平成17年当時と比べ、生活保護世帯が増加しており、中でも特に、『その他の世帯』の伸び率が高くなっています。これは、稼働年齢層で働ける状況であるにもかかわらず働くことができずに、生活保護を受給する世帯が増加していることを示しています。（図表1-11）

図表1-11
生活保護状況（世帯別類型）（単位：人、各年4月1日現在）

年度	傷病障害	高齢	母子	その他	総世帯数	保護率(%)
平成17年	1,130	1,392	350	305	3,177	10.06
平成18年	1,350	1,403	383	341	3,477	11.21
平成19年	1,498	1,489	401	325	3,713	11.78
平成20年	1,599	1,584	427	298	3,908	12.26
平成21年	1,737	1,717	426	339	4,219	12.96
平成22年	1,977	1,915	463	627	4,982	15.13
平成23年	2,070	2,294	493	824	5,681	17.06
平成24年	2,152	2,479	518	939	6,088	18.32
平成25年	2,147	2,733	516	964	6,360	19.10

資料 生活支援一課



3 松戸市地域福祉計画の位置づけ

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住みなれた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（1）個別計画との関係

本市では、平成10年に、「松戸市総合計画*」を策定しました。この総合計画は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を「基本構想」とし、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものとして「基本計画」を策定しています。

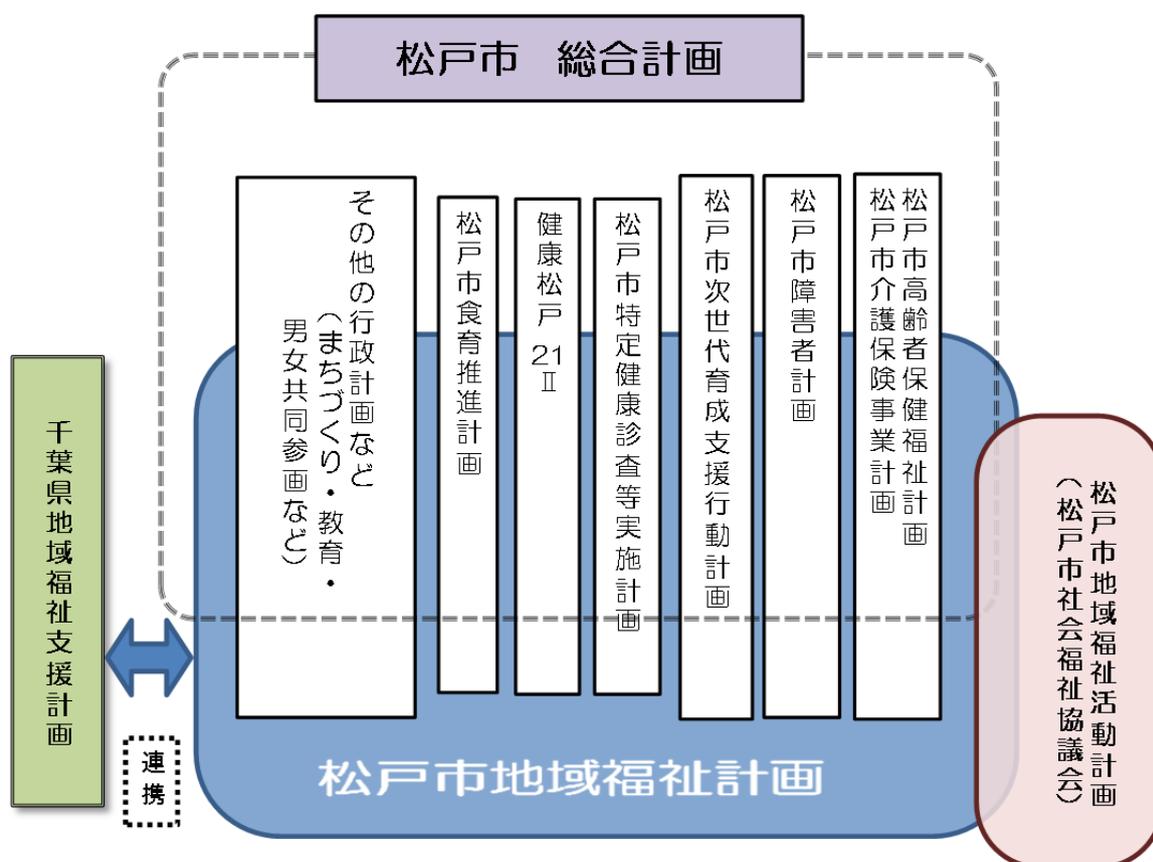
また、健康福祉分野の行政計画として、「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画*（いきいき安心プランⅣまつど）」、「松戸

市障害者計画*」、「松戸市次世代育成支援行動計画*」、「健康松戸21Ⅱ*」、「松戸市食育推進計画*」、「松戸市特定健康診査等実施計画*」が策定され、個々の計画に基づいて施策がすでに展開されています。

この「松戸市地域福祉計画」については、「松戸市総合計画」を上位計画とし、これまでの健康福祉分野の個別計画との整合、連携を図り、地域福祉の推進を図るものですが、地域福祉を推進するためには、健康福祉分野のみでなく、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との整合、連携が欠かせません。「松戸市地域福祉計画」は、「すべての人が尊厳をもって家庭や地域の中で安心して暮らせる地域社会づくり」という視点から、これらの計画を内包し、横断的につなぐ計画となります。

すでに計画・構想等が策定されている分野については、個々の詳細な施策の展開、目標設定などは既存計画等において定めるものとします。

松戸市地域福祉計画と個別計画等の関係



(2) 千葉県“地域福祉支援計画”との関係

千葉県は、社会福祉法第108条に基づき、県内市町村の地域福祉を推進するために県としての支援事項等を明記した「第二次千葉県地域福祉支援計画」を平成22年に策定しています。この支援計画では、住民が主体的に地域活動を進め、地域の一人ひとりを孤立させないよう、一人で問題を抱え込むことなく地域社会の構成員が連携して、地域住民の自助、互助の取り組みを進めていくことにより、その地域社会の再構築がなされ地域に活力が生まれ、地域への愛着と将来への希望が醸成されていくとしています。

「松戸市地域福祉計画」では、このような支援計画の理念も踏まえ、計画の見直しを行いました。

社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(3) 松戸市社会福祉協議会“地域福祉活動計画”との関係

社会福祉法第109条においては、市町村に設立された社会福祉法人*である松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が、地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられています。

市社協が策定する「松戸市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画の性格を有しています。

他方、「松戸市地域福祉計画」は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、行動計画である市社協の「地

域福祉活動計画」の一つの方向性を示します。よって、それぞれの計画においては、その理念や地域福祉推進の方向性などについて共有することが望まれ、見直しに当たって市社協と連携し、両計画の整合性を図っています。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

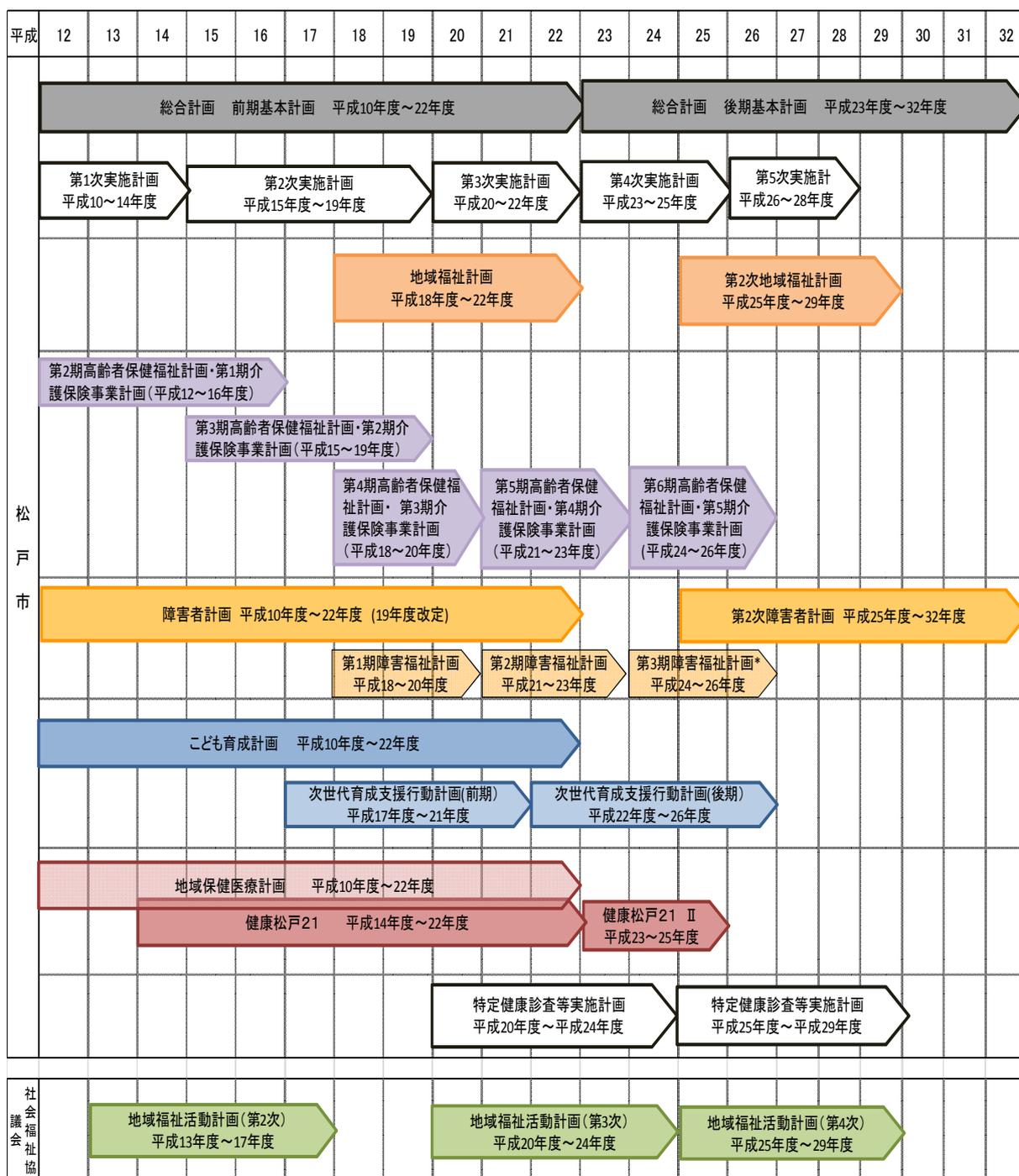
第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

4 第2次松戸市地域福祉計画の期間

松戸市地域福祉計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5か年の計画とします。



5 第2次松戸市地域福祉計画策定にあたっての取り組み

地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定する」ことにあるとされています。解決すべき生活上の課題を一番よく知っているのは、市民自身だからです。また、地域福祉の担い手は、市民一人ひとりであると同時に、社会福祉協議会が法的にも位置づけられています。計画は行政が一方的に策定をすることなく、実効性をもたせる意味合いから「松戸市地域福祉計画推進委員会」を平成18年10月1日付けで設置しました。「松戸市地域福祉計画推進委員会」は、一般公募市民の委員3名、地域団体関係者4名、福祉・医療関係団体関係者12名、学識経験者1名、行政職員10名の合計30名（平成25年4月現在）で構成されています。推進委員会の中に委員11名で構成する「計画見直し専門部会」を平成24年7月1日付けで設け、具体的な見直し作業をすすめてきました。また、以下の方法で市民参加による計画の策定に努めました。

- ①行政機関部署の進捗状況を調査
- ②社会福祉協議会へのヒアリング
- ③地域での声かけや見守り、安否確認等の取り組み状況の把握
- ④重点項目に関連する地域での取り組み事例の紹介
- ⑤行政計画策定に係る市民アンケート調査の活用
- ⑥パブリックコメントの実施

☞ 委員会の要綱、委員名簿等については、資料編137～141ページに掲載しています。



(推進委員会)



(計画見直し専門部会)

(1) 取り組み

① 行政関係部署の進捗状況を調査

計画の見直しにあたり、関連事業・取り組みを実施している35の関係部署に調査票を配布し、進捗状況、課題、今後の方向性について把握しました。関連する61の事業についての詳細は、計画書の144ページに掲載していますが、今後の方向性をまとめると以下の結果となりました。

■基本目標1の「安心して暮らせるまちづくり」に関連する24事業について

水辺の健康エコロードづくりは平成19年度にて完了したため終了としています。また、「もったいない運動」は、もったいない運動推進市民会議が中心となった市民活動が展開されているため市民主導へ移行していくとして縮小するとしています。そのほか、駅のエレベーター設置、重点整備地区での歩道等整備、放置自転車対策、食育の推進、地域の防犯体制、高齢者の事故を防止する取り組み、苦情解決制度・第三者評価の周知など11の事業については維持していくとしています。また、防災対策に関連し総合避難訓練や自主防災組織*の結成、災害時要援護者への支援対策、そして、健康診査や各種がん検診、介護予防及び認知症予防、地域包括支援センター*の設置拡大など10事業について拡大するとしています。

■基本目標2の「自立と参加の促進」に関連する22事業について

民生委員・児童委員や市政協力委員をはじめとする制度ボランティア活動の充実、地域福祉推進の人材の確保と育成に関連する講座開催、ひとり親家庭への支援、若者の就労支援など14事業については維持していくとしています。また、生涯学習に関連する各種講座やセミナー、障害のある人に対する就労支援や相談支援、高齢者の就労に関連する取り組み、児童虐待への取り組みなど8事業について拡大するとしています。

■基本目標3の「支えあい共に生きるまちづくり」に関連する11事業について

当事者団体への支援、ボランティア活動・NPO活動への支援に関連して協働事業*の推進や市民活動の支援、高齢者支援連絡会の設置、まつど孤独死予防センターへの支援、地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という)で開催しているサロン等の支援、子育て支援、外国人との交流、ホームレス対策など11事業すべてについて維持していくとしています。

■基本目標4の「福祉文化の創造」に関連する4事業について

心のバリアフリー*に関する周知・啓発、福祉教育の推進、伝統文化活動の育成に関する3事業について維持するとしています。また、世代間交流の1事業については、更なる周知を行い拡大していくとしています。

② 社会福祉協議会へのヒアリング

地域福祉活動の推進・調整役である市社協の取り組みの進捗状況と課題、今後の方向性について、行政への調査と同様の内容で調査を行いました。結果は、計画書の150ページに詳細を掲載しています。

また、地域福祉推進地区として、それぞれの地区の中で助け合い活動を展開している15地区社協を訪問し、力を入れて取り組んでいる活動状況について聞き取りを行いました。これらは見直しに反映させています。

ふれあいの場、顔の見える関係づくりなどを目的として、地区社協を中心に高齢者のサロン等が活発に開催されています。平成24年3月31日現在、ふれあい会食会の参加者は年間延べ6,639名、ふれあい・いきいきサロンの参加者は延べ17,727名で、それぞれ延べ3,000名を超えるボランティアが協力し運営しています。

その他、子育てサロンも市内21か所で開催され、延べ10,368名の参加者を集めています。

【15地区社会福祉協議会で重点的に取り組んでいる主な項目】

- | | | |
|---------|--------------|-----------------|
| ○高齢者支援 | ○子育て支援 | ○地域交流・ふれあいの場づくり |
| ○世代間交流 | ○地域での声かけ・見守り | ○孤独死対策 |
| ○学校との連携 | ○防災体制の構築 | ○ボランティア活動の支援 |
| | | ○家事支援 |

③ 地域での声かけや見守り、安否確認等の取り組み状況の把握

松戸市においては、地域での声かけや見守りは、行政だけではなく、社会福祉協議会や地域の方、さまざまな団体、制度ボランティア*などの活動により重層的に行われています。

計画策定当初にはなかった「認知症サポーター」や「オレンジ声かけ隊」による見守り「あんしん一声運動」や、医療機関と町会等が協働して行う「安心電話システム」を活用した高齢者安否確認の取り組みなど、地域での新たな取り組みである声かけや見守り活動についても実情を

把握しました。

また、平成24年9月に市内386の町会長・自治会長を対象にした災害時要援護者支援に関連するアンケート調査で、町会・自治会を中心に行われている声かけや見守り・安否確認などの取り組みを把握しました。

④ 重点項目に関連する地域での取り組み事例の紹介

重点項目に関連する取り組みについて、町会・自治会等より活動内容を紹介してもらい、現状と課題・施策の方向性の参考としました。

事例については、孤独死対策の取り組みから先進的に取り組み評価も高い、常盤平団地自治会「孤独死ゼロ作戦」の他、地域での支え合い活動の取り組み事例として、平成23年度に松戸市で実施した「地域支え合い体制づくり事業」の中から、見守り・声かけ活動、サロン等の交流・居場所づくり、防災対策等に取り組んだ町会・自治会、また、計画見直し専門部会で意見が出された集合住宅における見守り活動について、委員から推薦があった自治会としました。

☞「地域での支え合い活動の取り組み」については、第7章115ページに掲載しています。

⑤ 行政計画策定に係る市民アンケート調査の活用

「松戸市次世代育成支援行動計画」の策定や「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅣまつど)」の見直しにあたり実施した市民アンケート調査をはじめ、松戸市の計画、構想づくりのために実施した各種アンケート調査結果を、計画策定の参考にしています。

⑥ パブリックコメント*の実施

計画策定過程への市民参加を可能にするため、最終段階の案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

☞「パブリックコメントの実施状況」については、資料編152ページに掲載しています。

(2) 基本目標に通じる課題

これまでの第2次松戸市地域福祉計画策定にあたっての取り組みをまとめてみると、次の課題が指摘されます。

高齢化が進展し、世帯人数が減少している中で家族のみで子育てや介護を行うことが難しくなっています。

地域福祉のニーズの多様化や増加に応えることが難しくなっています。

生産年齢人口の減少や地域活動組織の構成員の高齢化等により、地域福祉を推進する担い手の確保が難しくなっています。

個人情報保護の壁などにより支援が必要な方を地域で把握することが難しくなっています。

生活課題が複雑化、多様化し、公的福祉サービスだけでは対応が困難になっています。

6 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支えあう仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、これまでのように地域の方の生活に密着した生活圏を踏まえた推進の単位を設定します。

(1) 基本福祉圏【松戸市全域】

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

(2) 本計画の地域福祉推進地区【15地区社会福祉協議会】

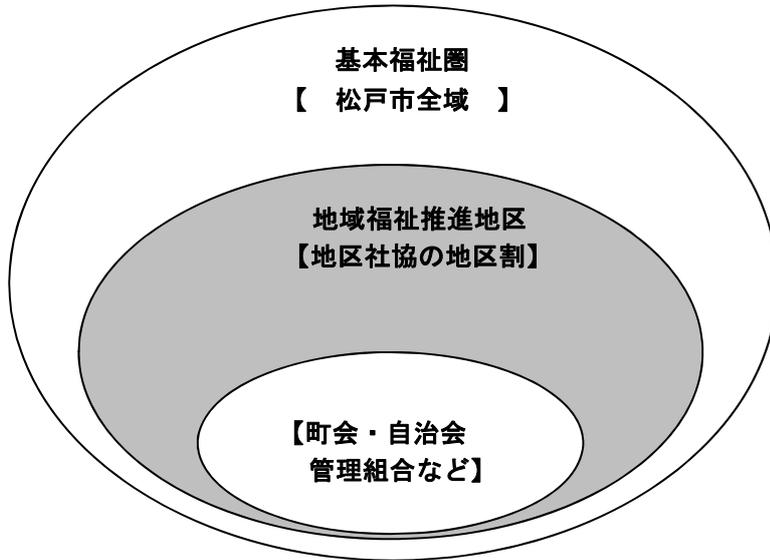
地域福祉を推進するには、一般的には人口2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある15地区社協の地区割りをその単位とし、「地域福祉推進地区」として設定します。

「松戸市介護保険事業計画」において設定される日常生活圏域*においても、この地域福祉推進地区の整合を図っています。

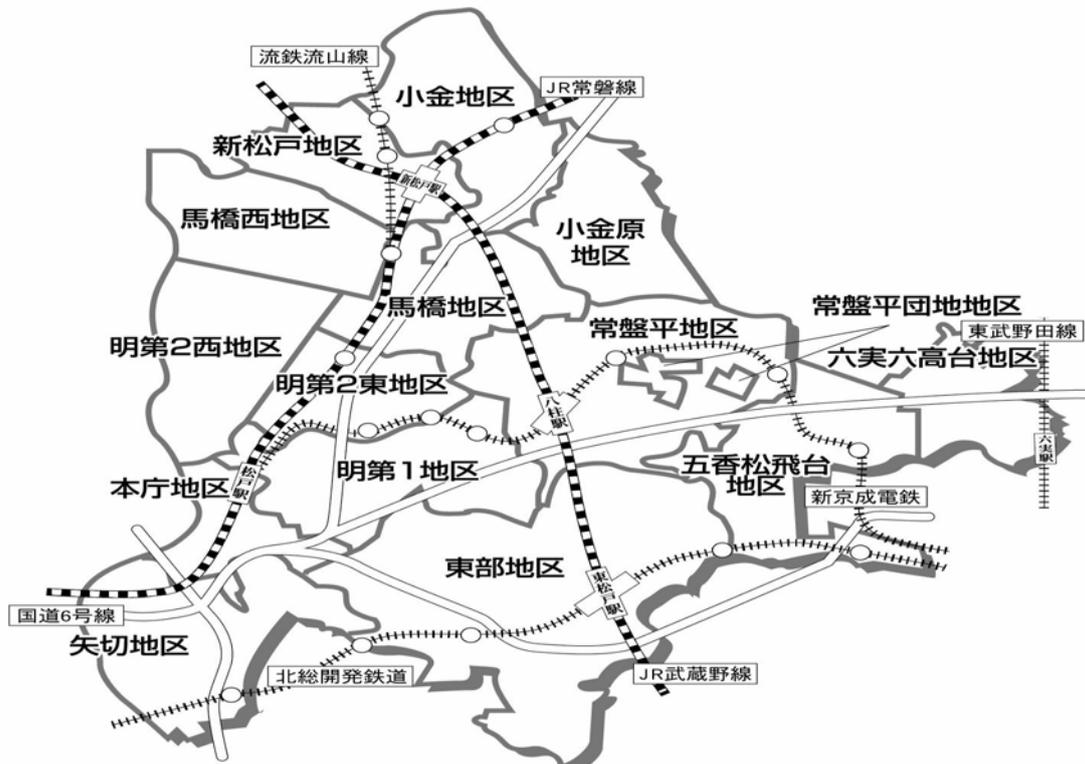
(3) 町会・自治会・管理組合等

市内397(平成25年3月末現在)の町会・自治会、マンション等の管理組合等では、防犯パトロールや防犯灯の設置などの防犯活動、地域のイベントや行事を通じた親睦活動、また回覧板や掲示板での情報提供活動など地域コミュニティ活動を行う最も身近な存在であります。

《地域のイメージ》



《地域福祉計画推進地区の区分図》



7 施策の体系

(1) 基本理念 みんなで築く福祉のまち

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念をこれまで通り『みんなで築く福祉のまち』として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア、NPO、さらには市社協や民間の事業者、民生委員・児童委員、市政協力委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

(2) 4つの基本目標

『あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～』

「みんなで築く福祉のまち」の実現に向けて、次の4つの基本目標のもとに、松戸らしい地域福祉の推進を図ります。

基本目標1

安心して暮らせる まちづくり

市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを市民と行政が連携してつくりま

基本目標3

支え合い共に生きる まちづくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、市民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくりま

基本目標2

自立と参加の促進

市民一人ひとりが自立しながら、共に支え合う市民意識を育てられるよう、みんなが進んでまちづくりに参加できる仕組みをつくりま

基本目標4

福祉文化の創造

福祉文化は、福祉を中心とした地域づくりによって実現される社会的な価値観として考えられています。福祉が暮らしの質を向上させ松戸に暮らしてよかったと実感できるよう市民一人ひとりが福祉を自分の問題として認識し、そして身近な地域で行動していくことが必要と考えています

みんなで築く福祉のまち

地域福祉計画の体系図



8 第2次松戸市地域福祉計画の重点項目

第2次松戸市地域福祉計画では、「松戸市総合計画」に沿うとともに各福祉分野の計画と整合性を図りつつ、第2次の計画期間内に、特に重点的に取り組む項目を設定して取り組んでいきます。

項目の設定に当たっては、行政関係部署への進捗状況調査や社会福祉協議会での活動の展開、また、各分野の個別計画策定にあたり実施した市民アンケート調査結果を踏まえながら、社会的背景も加味しました。

現状と新たな課題

松戸市においては、地域での声かけや見守りは、行政だけではなく、社会福祉協議会や地域の方、さまざまな団体、制度ボランティアなどの活動により重層的に行われています。

計画策定当初にはなかった「認知症サポーター」や「オレンジ声かけ隊」による見守り、また「あんしん一声運動」や、医療機関と町会等が協働して行う「安心電話システム」を活用した高齢者の安否確認の取り組みを始めている町会・自治会もあります。

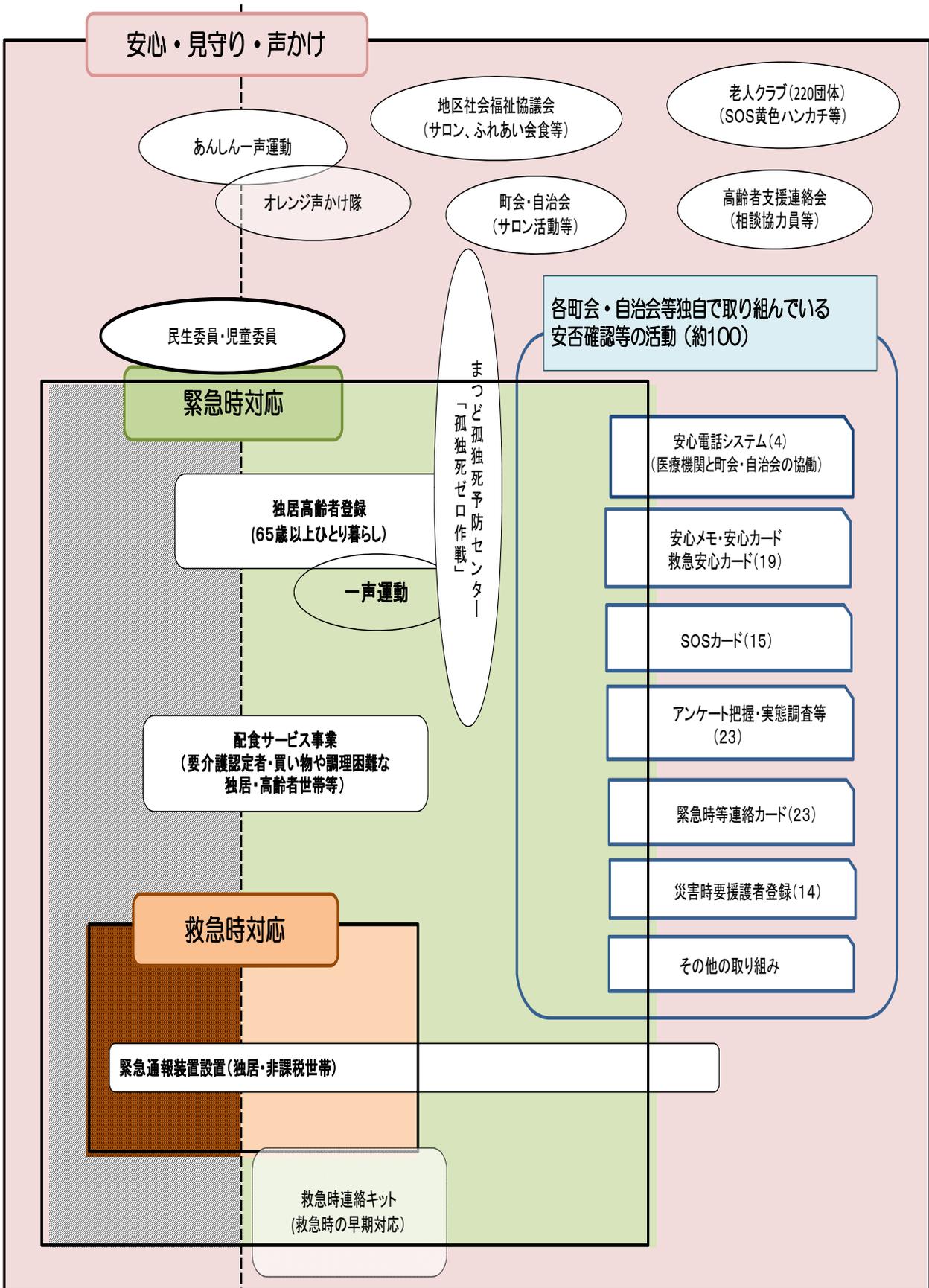
平成24年9月に市内386の町会長・自治会長を対象にした災害時要援護者支援に関連するアンケート調査では、約100箇所の町会・自治会が安心メモや、SOSカード、実態把握などの様式を活用し安否確認をする方々を把握し、見守るなど、各町会・自治会を中心に声かけ・見守りの取り組みも進んできています。

その他、平常時の見守り・声かけとして、民生委員・児童委員や高齢者支援連絡会の相談協力員等による見守り、市内老人クラブ（220団体）による地域児童を含めた見守りや「SOS黄色いハンカチ」の配布、まつど孤独死予防センターにおける「孤独死ゼロ作戦」の取り組み、地区社協のサロンやふれあい会食会等を通しての見守りも活発に行われています。

緊急時対応としては、独居高齢者登録者（1500名）への一声運動、配食サービス利用者に対する事業者の見守りも行われています。

また、救急時の対応としては、緊急通報装置を活用した独居高齢者に対し、定期的な安否確認連絡、相談受理、緊急時には消防局との連携した対応が行われています。

見守り・声かけの取組みの現状(イメージ)



常盤平団地孤独死ゼロ作戦(4つの課題)

1. 孤独死を発生させる社会的背景

- ① 高齢化の進展とひとり暮らしの増加、② 都市化に伴う近隣関係の希薄化、③ 核家族化の普遍化、④ 長期不況とリストラ、失業

2. 孤独死の実態把握

- ① ひとり暮らしの実態把握と「あんしん登録カード」集約、② 事例を深く知り、学んで生かす（事例研究）、③ サービス制度、システムの活用

3. 8つの対策

- ① 孤独死した場合、早期発見・早期対応、② 65歳以上ひとり暮らし「あんしん登録カード」の呼びかけ、③ ひとり暮らしへの対応（訪問、助け合い、見守り活動、安否確認、各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等）、④ 「通常時」及び「緊急時」の通報ネットワークの活用、⑤ 「向こう三軒両隣」の呼びかけ（地域コミュニティの推進）、⑥ 福祉よろず相談業務の充実、⑦ 関係団体との連携、⑧ 行政との協働と役割分担

4. いきいき人生への啓蒙、啓発

- ① 地域福祉の事業活動への住民参加、② 「いきいきサロン」の運営と住民の利用、③ 「とじこもり」をなくし、出会いの奨励、④ 「あいさつ」運動の呼びかけ、⑤ 仲間づくりへの配慮、⑥ ユーモア感覚の開発と「笑い」の効用研究、⑦ 配偶者を亡くしたあとの「立ち直り」への励まし、⑧ 「死への準備教育」の研究（死をタブー視しない）、⑨ 「快食」「快便」「快眠」の奨励、⑩ その人に見合う運動、スポーツの実行、⑪ 日常の生活習慣の改善、⑫ その他

※常盤平団地「孤独死ゼロ作戦」のとりくみ10年間のまとめ
常盤平団地地区社会福祉協議会発行より

住民の多様で複雑なニーズに対応していくには、地域社会を構成する一人ひとりの市民をはじめボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、「地域での支え合い」（共助）として例えばサロン活動の拡大を推進することが求められています。

基本目標に通じる課題

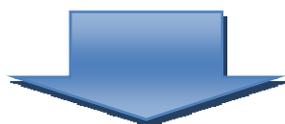
高齢化が進展し、世帯人数が減少している中で家族のみで子育てや介護を行うことが難しくなっています。

地域福祉のニーズの多様化や増加に応えることが難しくなっています。

生産年齢人口の減少や地域活動組織の構成員の高齢化等により、地域福祉を推進する担い手の確保が難しくなっています。

個人情報保護の壁などにより支援が必要な方を地域で把握することが難しくなっています。

生活課題が複雑化、多様化し、公的福祉サービスだけでは対応が困難になっています。



地域は支え合いが基本的なテーマとなっています。

お互いに助け合ったり、見守りあったり、近隣関係をよくしあって、住みよいまちの発展を築くことはみんなの共通の願いです。

このような課題がある中で、人と人をつなげる「あいさつ」や地域の住民のつながりで行われる「声かけ」や「見守り」など、地域で行われてきた基本的なことが改めて大切になってきます。

活力ある地域社会を再構築するためには、一人ひとりが地域を構成する一員として、お互いに支え合い、人とのつながりをつくっていくことが求められます。また、地域で孤立しないためには、人と人とのつながりを結びなおし、自分の居場所を多く作ることも重要となっています。

かつて急速に人口増加を経験した本市では、地域の特性を活かした見守り支援活動が充実することで、困りごとを発見できる機会も増えます。警察や消防はもとより、市内の事業と地域団体と協働しながら地域ぐるみで見守り支援活動を実践することが求められています。

重点項目 地域での支え合い活動の推進 ～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》

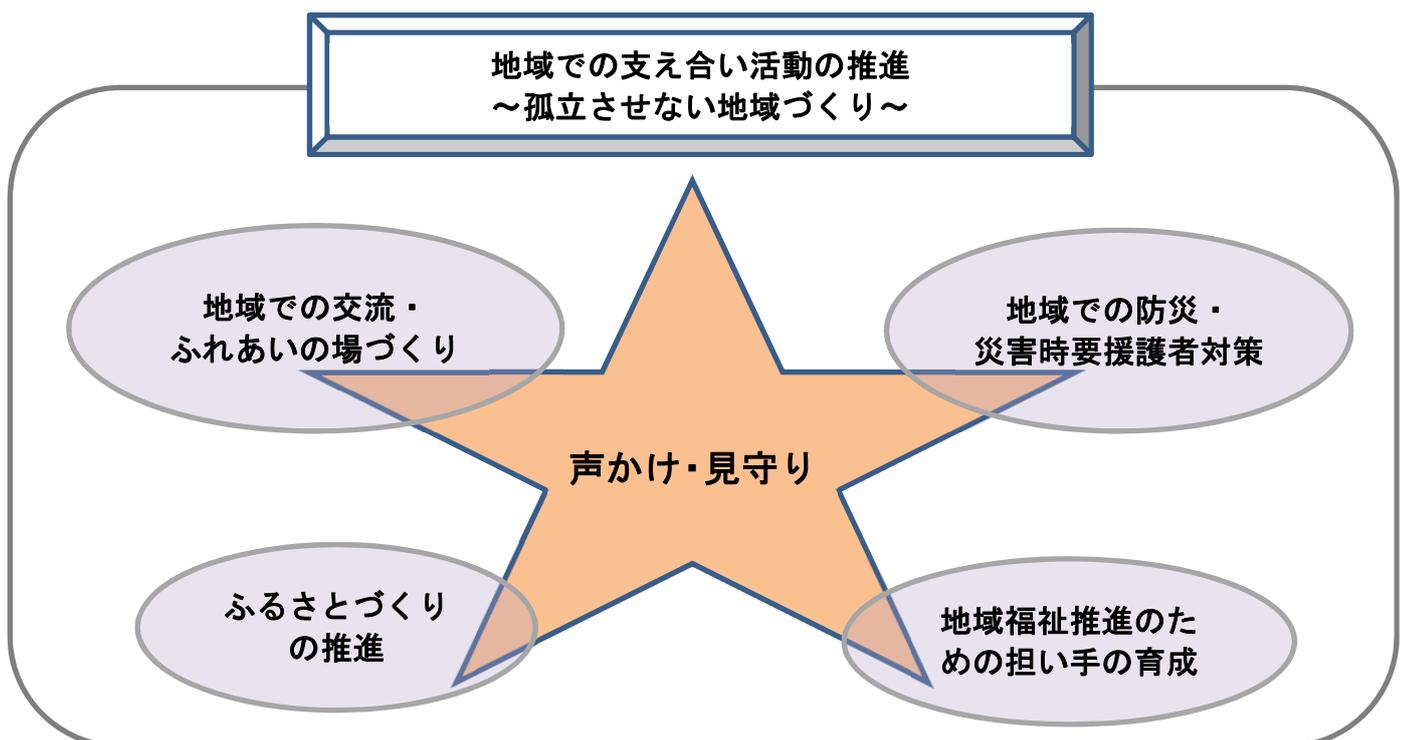
参加と支え合いのまちを目指し下記についても推進していきます。

- 推進項目1 地域での防災・災害時要援護者対策
- 推進項目2 地域福祉推進のための担い手の育成
- 推進項目3 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 推進項目4 ふるさとづくりの推進

第2次松戸市地域福祉計画では、特に重点的に取り組む項目を「地域での支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》」としました。

また、計画見直し専門部会で意見が出された「災害対策」「地域で活動する人材」「声かけ・見守り」「顔の見える関係」「地域（松戸）への愛着」に関連する項目として、「地域での防災・災害時要援護者対策」、「地域福祉推進のための担い手の育成」、「地域での交流・ふれあいの場づくり」、「ふるさとづくりの推進」についても、4つの基本目標のテーマ「あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～」を推進する項目として4つの推進項目を設定しました。

(イメージ図)



重点項目 地域での支え合い活動の推進

～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》

孤立させない地域づくりを進めるために、隣近所、町会・自治会、民生委員・児童委員や市政協力委員をはじめとする制度ボランティア、NPO、ボランティア、地域の企業や商店など、それぞれの活動、各地域の実情に応じ地域ぐるみで重層的に声かけや見守り、安否確認等を行う体制の構築を推進していきます。

施策の方向性

- あいさつの普及
- 町会・自治会等による声かけ・見守り等の体制づくりの推進
- 民生委員・児童委員による見守り
- 事業者へ声かけ・見守りの協力
- 「まつど孤独死予防センター」の普及・啓発
- 「孤独死ゼロ作戦」の取り組み支援
- 認知症高齢者等の見守り活動「松戸市あんしん一声運動」
- 高齢者支援連絡会の見守り活動
- 地域の情報共有の促進

〔推進項目1〕 地域での防災・災害時要援護者対策

災害時の対策の推進には、地域の方々による助け合いが重要です。地域における防災意識を高揚させ、災害時に対応能力が低く支援を必要とする要援護者情報を把握し、日頃から顔の見える関係をつくることを推進していきます。

施策の方向性

- 防災対策の推進
- 自主防災組織単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上
- 実践的な防災訓練の実施
- 自主防災組織の結成の促進、充実強化
- 災害時要援護者避難支援体制*の推進

〔推進項目2〕

地域福祉推進のための担い手の育成

地域の支え合い活動を推進するために担い手の育成を推進していきます。

施策の方向性

- 生活課題に関する学習会等を開催し、住民自ら解決に向かって活動することへの支援（団体同士の交流会の開催など）
- 個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援
- シニア交流センターのさらなる周知と活用
- 千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供
- パートナー講座の活用

〔推進項目3〕

地域での交流・ふれあいの場づくり

高齢者だけでなく、障害のある人や子育て中の親など、自宅に閉じこもり孤立しがちな人たちが気軽にあつまり、仲間づくりができるような居場所づくりを推進していきます。

施策の方向性

- 地域でのイベントなどの住民の参加促進
- 地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用
- 松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進
- ふれあい・いきいきサロンの設置と充実
- 障害のある人との交流の促進

〔推進項目4〕 ふるさとづくりの推進

地域での人と人とのつながりを深めるさまざまな交流（地域における伝統芸能の継承、昔遊びなど）、地域で行われているお祭りや盆踊り、運動会などの行事やイベントなどを通し、ふるさとづくりを推進していきます。

施策の方向性

- 芸術文化活動や民俗芸能の継承を支援
- 地域の歴史文化遺産の保護と啓発
- 新しい祭りや催しなどを「松戸の文化」として育成

